

令和5年度 下郷町農業委員会活動計画

1 基本方針

国の規制改革により、委員会及び各委員の活動は、農地の所有権移転や転用にかかる規制、監視にかかる活動とあわせて、農地利用の最適化活動をより重視していかなければならなくなり、各委員の意識改革と活動強化が必須となってきた。

また、各地域において、農業者の高齢化と担い手不足に拍車がかかり、地域としての農地維持も困難となっている中、委員会としては、令和3年度から4年度にかけて、大規模な非農地判断を実施したことからも、残された農地を保全していくために様々な手段を駆使していかなければならず、そのためにも各地域、そして各農家の方々の意識改革を求めていくことが喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、農地中間管理機構による農地貸付や農地整備事業の導入、さらには町内外と幅広く担い手を確保していくことが重要であり、少量多品目栽培から特化した高収益作物の栽培による農産物の特産化などの視野に入れて検討していかなければならない。

これらを踏まえ、令和5年度の本委員会は、農業者の代弁者としての活動である「地域農業の課題」抽出や「農業者の声」をくみ上げ、令和5年度から6年度にかけて策定される地域計画や町農業施策に反映させる取り組みを行うとともに、農地利用の最適化の適正な活動実施により、農業委員並びに農地利用最適化推進委員が総力をあげて、その実効性の確保に努めるものとします。

2 活動計画

(1) 各種研修の実施及び参加

- 1 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員の資質向上のための独自研修会の開催及び受講
- 2 地域計画における目標地図作成技術の向上に向けた研修受講
- 3 地区会合のコーディネーター役に向けた研修受講
- 4 農地台帳の電子化に伴う操作等の研修受講
- 5 その他、関係機関等が主催する研修会等への積極的な参加

(2) 委員会の強化

- 1 基礎なる農地台帳の適正化

- 2 小委員会制を活用した委員活動の活性化と強化
- 3 最適化活動のための独自研修と強化月間の実施
- 4 農業者に対する関係制度の普及と周知
- 5 農業委員と農地利用最適化推進委員の連携強化

(3) 主要な取組事業

■ 1 農業振興対策事業

法令に基づく事務を公正迅速に処理する

- ① 定例総会（毎月1回）
- ② 農地法第3条関係（農地を耕作目的での権利移動）
- ③ 農地法第4条関係（農地の転用）
- ④ 農地法第5条関係（農地の転用での権利移動）
- ⑤ 現況確認証明
- ⑥ 農用地利用集積計画の諮問審査
- ⑦ 農地等の賃貸借解約等の業務
- ⑧ 非農地判断
- ⑨ 和解の仲介の業務
- ⑩ 小委員会の開催（分野毎の取り組み）
- ⑪ その他関係法令に基づく審査等

■ 2 農用地利用集積の推進

- ① 農地中間管理事業制度の周知に努める
- ② 規模拡大等農業構造の改革を推進し、担い手農家への農用地の利用集積に努める
- ③ 担い手農家以外の農家についても農用地の利用集積に参加するよう努める

■ 3 担い手確保の対策

- ① 町農業発展のためには担い手確保が重要であり、町当局と一体となり農業後継者の確保と育成に努める
- ② 町外からの農業法人等の参入に向けた普及活動などを行う
- ③ 町内外問わず、担い手となる新規参入者への協力を行う

■ 4 地域計画策定への参画

- ① 地域計画における目標地図素案の作成を行う
- ② 地区話し合いに向けて地域住民の参集を行う

- 5 関係法令及び関連事業の普及啓発
 - ① 新しい農業者年金制度の定着を図るため、啓蒙普及につとめ受給者加入者及び待機者を対象に相談活動等を実施する
 - ② 的確な農業、農政の中央・地方の情報動向等と農業者への情報提供のため「全国農業新聞」の普及拡大に取り組む
 - ③ 農地法並びに農地の最適化推進や担い手確保に向け、広く制度等の周知及び宣伝等を行う
 - ④ 作業受委託または特定受委託の活用者に対し、書面契約による受委託を推進する

- 6 農作業労賃標準額の設定
農作業受委託により高齢者が農業を継続していけるよう、部分作業あるいは全面作業による標準額を決定していく

- 7 関係機関との連携、協力の強化
 - ① 地域の課題抽出や農業者からの声に耳を傾けて農業施策の検討を行い、町部局への意見を行う
 - ② 農地中間管理機構に農地や耕作者等の情報等を提供し、農地の集積と遊休農地防止に努める
 - ③ 全国農業会議所及び福島県農業会議との連携を図り、組織の強化と農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上を図る
 - ④ 相続登記の義務化に向けて、農地台帳の適正化を図るとともに、関係機関と連携して農業者への周知を図る
 - ⑤ 農地整備（区画整理）等の実施（予定）地区における、換地、工事、営農、集積などの話し合いに対して協力を行っていく
 - ⑥ 各地区の農地整備（区画整理）促進のため、町部局や土地改良区と連携し、担い手確保、農業法人等の参入、さらには町農業発展に寄与していく
 - ⑦ 町部局とともに、次期の農業委員及び農地利用最適化推進委員の女性及び青年層の確保に向けた取り組みを行う

- 8 農地の利用状況調査等
 - ① 農地一筆毎の利用状況調査を行い、町内全農地の現状を把握するとともに、農地保全に努める
 - ② 遊休農地所有者に対する意向調査を実施し、農地中間管理機構への提供に努める